

## 平成29年度における独立行政法人都市再生機構の中小企業者に関する契約の方針

平成29年9月21日  
独立行政法人都市再生機構

独立行政法人都市再生機構は、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。）第5条の規定に基づき、中小企業者に関する国等の契約の基本方針（平成29年7月25日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、平成29年度における新規中小企業者をはじめとする中小企業者の受注の機会の増大を図るための方針（以下「本方針」という。）を以下のように定める。

### 第1 中小企業者の受注の機会の増大の目標に関する事項

#### 1 中小企業・小規模事業者向け契約目標

当機構は、平成29年度における官公需予算総額に占める中小企業・小規模事業者向け契約の金額が約1,440億円、比率が42.4%になるよう努めるものとする。

#### 2 新規中小企業者向け契約目標

上記の中小企業・小規模事業者向け契約金額のうち、新規中小企業者の契約比率については、平成26年度における当機構の官公需契約実績3,669億円の約0.1%程度と推計されることを踏まえ（注）、平成27年度から平成29年度までの3年間で、平成26年度比で倍増の水準となるように努めるものとする。また、当該目標については、独立行政法人都市再生機構の官公需予算総額の約8割を占める工事をはじめとする調達分野ごとの特性等を考慮しつつ、改正官公需法施行後の新規中小企業者向け契約実績等を踏まえ、必要に応じて適切に見直すものとする。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号）の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するとともに、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮し、受注者を選定する必要がある。

（注）中小企業庁が各府省等から平成26年度上半期の官公需における契約データを入手して、民間調査機関に委託して調査を実施。

### 第2 中小企業者の受注の機会の増大のために講ずる措置に関する事項

当機構は、中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

## 1 東日本大震災の被災地域等の中小企業・小規模事業者に対する配慮

### (1) 適正な工期の設定

被災地域における工事の発注における工期の設定に当たっては、休日日数、降雨日や出水期等の作業不能日数、現場状況を勘案した上で、無理な工程とならないよう十分配慮し、適切に設定することとする。

### (2) 適切な予定価格の作成、官公需を通じた被災地域への支援等

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

また、物件の発注に当たっては、東日本大震災における原子力発電所事故に関して、周辺地域で生産されていることを理由として不当に取引を制限せず、官公需を通じた被災地域への支援に努めるものとする。

また、被災地域等の中小企業・小規模事業者の受注の機会の増大を図るため、技術面、価格面、数量面、工程面等からみて分割して発注することが経済合理性・公正性等に反しないかどうかを十分検討したうえで、下記対応を行うこととする。

- イ. 震災復興市街地整備事業における一体的業務の発注に際し、地元中小企業・小規模事業者の活用について、技術提案の評価項目とする。
  - ロ. 被災地三県（岩手県、宮城県及び福島県）における復旧・復興工事を対象に、被災地域の地元の建設企業と被災地域外の建設企業と共同企業体という形で、地元の建設企業の活用を図る。
  - ハ. 災害公営住宅建設に係る総合評価において、「地元企業の活用」といった地元配慮項目を評価項目として設定する。
- ニ. 福島県での復興公営住宅建設工事において、異工種での共同企業体の構成を認め、地元中小企業・小規模事業者でも参画可能な工区を設定する。

## 2 熊本地震の被災地域の中小企業・小規模事業者に対する配慮

熊本地震の被災地域の中小企業・小規模事業者の早期の復旧・復興を支援するため、特に上記1に掲げる適正な工期の設定及び適切な予定価格の作成について同等の措置を講じることとする。

## 3 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札による発注に関連する情報及びそれらに係る落札に関する情報についてホームページへの掲載により、中小企業・小規模事業者に提供するよう努めるものとし、発注計画の策定が可能なものは、これを積極的に定め、ホームページへの掲載に努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、中小企業・小規模事業者に対して解りやすい説明に努めるものとする。

#### 4 官公需に関する相談体制の整備

各本部等契約担当課などの「官公需相談窓口」にて、中小企業・小規模事業者からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する参加資格登録などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

#### 5 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するよう努める。

また、同方式の更なる活用のため、必要に応じて審査項目の設定方法についての検討を行う。

#### 6 適正な工期の設定

工事の発注における工期の設定に当たっては、休日日数、降雨日や出水期等の作業不能日数、現場状況を勘案した上で、無理な工程とならないよう十分配慮し、適切に設定することとする。

#### 7 中小企業・小規模事業者等の積極活用

小規模事業者の特性を踏まえ、一般競争入札の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式における地域への精通度等の評価を行う際、契約内容の履行確保を行う観点から、迅速な対応の可否等を評価項目に加えることが必要である場合には、これを十分考慮するよう努めるものとする。

また、地域の中小企業・小規模事業者等の積極的活用のために、競争入札において下記の取組みを実施する。

- (1) 賃貸住宅団地の「小規模修繕工事」において、中小企業者の限定工区を設ける。
- (2) 賃貸住宅団地の「リニューアル等工事」において、中小企業者の限定工区を設ける。

また、各本部等において消費される調達について、少額の随意契約による場合には、各本部等管内の中小企業・小規模事業者を見積先に含めるように努めるものとする。

#### 8 中小企業・小規模事業者等に対する適切な評価

一般競争入札における適切な地域要件の設定や総合評価落札方式における地域精通度等地域の中小企業・小規模事業者の適切な評価に努めるものとする。

#### 9 適正な予定価格の作成、ダンピング受注の防止等

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含んだ額）等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税を計上し、適切に予定価格を作成するものとする。

また、入札説明の際には、適切なコストの積み上げによる価格での入札を行って頂くようダンピン

グの防止の周知に努め、基準価格を下回る入札が行われた場合には、低入札価格調査制度を活用し、入札価格の内訳書、履行体制、経営の状況の聴取等により入札価格の妥当性について確認するものとする。

### 第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

当機構は、新規中小企業者及び官公需適格組合をはじめとする事業協同組合等の受注の機会の増大を図るため、基本方針に即すとともに、次のとおり取り組む。

なお、公共工事については、目的物が使用されて初めてその品質を確認できること、品質が受注者の技術的能力等に負うところが大きいこと等の特性に鑑み、公共工事の品質確保の促進に関する法律の趣旨を踏まえ、工事の経験、施工状況の評価、技術者の経験その他技術的能力を考慮し、工事の品質の確保に留意するものとする。その際、入札及び契約の透明性、競争の公正性の確保等に配慮するものとする。

#### 1 過去の実績を過度に求めない運用

役務及び工事等における一般競争入札において、契約の履行の確保に支障がない限り、評価項目を設定するに際しては、過去の実績を過度に求めないように配慮するものとする。

#### 2 競争参加資格の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない場合などであって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、参加により入札参加者の確保が図られる場合には、新規中小企業者をはじめとする下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

#### 3 新規中小企業者からの相談体制

各本部等契約担当課の職員を「官公需相談窓口」の担当とし、新規中小企業者からの相談に対して、適切に対応する。

#### 4 新規中小企業者が官公需向けに提供可能な商品・サービスなどを登録する「ここから調達サイト」の活用による調達の推進

少額の随意契約を行う際には、新規中小企業者の見積先が固定しないよう、独立行政法人中小企業基盤整備機構の提供する「ここから調達サイト」の情報なども活用し、契約の内容、地域特性等を踏まえつつ、契約履行の確保の支障の有無に留意しながら、新規中小企業者を見積先を含めるよう努めるものとする。

第4 上記第1～第3に掲げるもののほか、中小企業者の受注の機会の増大に関し必要な事項

1 本方針の適用範囲

本方針は、当機構の全て（本社、本部等、出先事務所、㈱URコミュニティの運営する住まいセンター）に適用する。

2 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

中小企業者の受注の機会の増大のため、別紙のとおり推進体制を整備し、第1の目標達成に向けて、調達の現状を分析し、実績の向上を図るために有益な情報提供を行うほか、必要に応じて、各発注担当部門に対し推進を要請する。

3 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認など、制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備を図る。

付則

○本契約の方針の公表

官公需法第5条第3号に基づき、本方針は速やかに公表する。

別紙

○ 中小企業者の受注の機会の増大のための推進体制

調達現状把握、実績向上を図るために有益な情報共有、  
各発注担当部門に対して、推進要請・情報提供等の実施。

総務部会計課長  
経理資金部予算課長  
経理資金部契約監理課長  
技術・コスト管理部企画課長  
技術・コスト管理部調達・コスト管理課長  
住宅経営部調整課長  
住宅経営部保全技術課長  
ニュータウン業務部経営企画課長  
ニュータウン業務部品質管理課長



本社各発注担当部門

なお、推進体制には、必要に応じて各発注担当課長を追加することとする。